

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地			
河原ビューティモード専門学校		平成19年3月30日	河原 成紀	〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-915-5578			
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地			
学校法人河原学園		昭和60年10月21日	河原 成紀	〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
衛生	衛生専門課程	理容学科	平成23(2011)年度	-	平成26(2014)年度		
学科の目的	本学科では理容師国家資格を取得する能力はもとより顧客の要望に応えられる専門知識や技術を習得する能力及び、高度な接客技術を身に付ける。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	理容師国家試験受験資格を与えられる厚生労働省指定理容師養成施設である。						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,070 単位時間 単位	780 単位時間 単位	単位時間 単位	1,290 単位時間 単位	単位時間 単位
	夜間						
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)				
60人	17人	0人	0%				
就職等の状況	■卒業生数(C)		11	人			
	■就職希望者数(D)		11	人			
	■就職者数(E)		11	人			
	■地元就職者数(F)		2	人			
	■就職率(E/D)		100	%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		18	%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100	%			
	■進学者数		0	人			
	■その他						
	(令和4年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無				
当該学科のホームページURL	https://beauty.kawahara.ac.jp/academics/hairdresser/						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)						
	総授業時数	2,070 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	1,170 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間					
	うち必修授業時数	2,070 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	1,170 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	120 単位時間					
	(B: 単位数による算定)						
	総授業時数	単位					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位					
	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位					
	うち必修授業時数	単位					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		3人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0人				
	計		3人				
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		3人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本学科は、実践的かつ専門的な高度職業教育を行う観点から、業界における人材の専門性に関する動向、実務に関する知識・技術・技能などを、企業等からのヒアリング・アンケートや教育課程編成委員会で広く意見を求め十分に把握・分析した上で、よりよい教育課程を編成するため、新たな授業科目の開設を含め、現在の授業内容や方法の改善並びに工夫につなげる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、現状の本学科の教育課程の編成について、企業・業界団体等との連携により、企業等から必要となる最新の知識・技術・技能等について意見を求め、その意見を学内においてカリキュラム編成に十分活かす場として位置づけている。また教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議(科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など)において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとしている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
新開 拓也	愛媛県理容生活衛生同業組合	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
文田 裕之	Babershop BUNZO	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
田口 栄春	Reward	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
白石 隆保	河原ビューティモード専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
露口 武志	河原ビューティモード専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
宇和川 稔浩	河原ビューティモード専門学校	令和5年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
西岡 学	河原ビューティモード専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
菅 保弘	河原ビューティモード専門学校	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年11月16日 17:00～18:45

第2回 令和5年3月22日 17:00～18:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

理容師国家試験のうち筆記試験の合格率について委員より、向上を図るべき、との指摘がなされた。近年は筆記試験の出題傾向が変化しており、以前のように過去問題を反復して実施すれば対応できるという状況にないこと、また最近の学生は勉強の仕方そのものを知らないケースが見受けられることが学内より述べられた。この件については、学習方法を教授する取組や、試験対策の補助教材の作成という意見が委員より出されたため、次年度への課題として取り組むこととなった。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 ・該当企業の管理理容師の適切な指導監督の下で、実際の理容所の専門業務、附随業務を体験させ、学生に、理容所の現場業務を実際に体験させること。
 ・事前に、理容所での実習にあたり、留意すべき点を理解させておくこと。
 ・実習受入先について、その概要を学生に事前調査させ、理容所の実際を学ばせること。
 ・1名の管理理容師に指導監督してもらう学生は2名までとし、実習中の毎日、実習終了後には、個別の指導記録を作成、評価してもらうこと。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 ・実務実習
 理容生活衛生同業組合加盟店舗への実務実習を実施。平成28年度は1年生、2年生ともに40時間(5日間)をかけてサロン内における実習を実施。学生が修得した技術について企業側に連絡し、実習中に従事させることが可能な業務を実施。実習評価表に従事可能な業務について評価欄を設け、指導監督にあたる管理職に評価を受けている。
 ・理容実習授業
 ①理容生活衛生同業組合委員を非常勤講師に招いて実習授業の実施。主にカット技術、シェービング技術等の基礎的な実習授業を行った。(一部に理論を含む)学期末に試験を行い評価している。
 ②シェービングサロンから講師を招いてフェイシャルシェービング実習授業を実施。主にフェイシャルシェービングに関する技術実習を行った。(一部に理論を含む)学期末に試験を行い評価している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
理容実習	カット、シェービング技術に関する理論および実習授業	理容生活衛生同業組合
理容総合技術	カラー技術に関する理論および実習授業	理容生活衛生同業組合
理容総合技術	整髪、ヘアセットングに関する理論および実習授業	理容生活衛生同業組合
理容総合技術	フェイシャルシェービングに関する理論および実習授業	シェービングサロン
応用技術理論	理容技術に関する高度で実践的な専門技術の知識	理容生活衛生同業組合

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
 ・理容所で新入社員に、実際にもとめられる能力、技能について正確な情報を得て、学生に対する指導に活用できる研修を実施すること。
 ・理容業において、先端の技術について、常にその実情を把握でき、学生に指導できるような技術を修得できる研修を実施すること。
 ・優れた理容技術は、経験によってのみ得られるものではなく、科学的、合理的な方法によって把握されるものであることを学生に正確に伝える技術を身に付ける研修を実施すること。
 ・国家試験の実技課題を学生に修得させるための、教授法を身に付ける研修を実施すること。
 ・教職員の研修等に関しては、学校法人河原学園教職員研修規程に定める。

(2) 研修等の実績
 ①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	四国地区理容師美容師養成施設協議会教職員研修会	連携企業等:	四国地区理容師美容師養成施設協議会
期間:	令和4年10月15日	対象:	理容学科教員
内容:	e-Learningについて		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	河原学園新人教員研修	連携企業等:	-
期間:	令和4年4月から8月にかけて15回実施	対象:	学園新人教員
内容:	教育理念、コンプライアンス、ICT活用、遠隔授業、専修学校制度、職業実践専門課程概要、シラバスとコマシラバス、授業成果評価		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	四国地区理容師美容師養成施設協議会技術研修会	連携企業等:	四国地区理容師美容師養成施設協議会
期間:	令和5年8月3日	対象:	理容学科教員
内容:	ヘッドマッサージ技術・クラシカルバックバリエーションセット		
研修名:	四国地区理容師美容師養成施設協議会教職員研修会	連携企業等:	四国地区理容師美容師養成施設協議会
期間:	令和5年10月14日	対象:	理容学科教員
内容:	理美容機器の視点から見たサロン内装のトレンド		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	河原学園新人教員研修	連携企業等:	-
期間:	令和4年4月から8月にかけて15回実施	対象:	学園新人教員
内容:	教育理念、コンプライアンス、ICT活用、遠隔授業、専修学校制度、職業実践専門課程概要、シラバスとコマシラバス、授業成果評価		

(別途、以下の資料を提出)

- * 研修等に係る諸規程
- * 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績)
- * 研修等の計画(推薦年度における計画)

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価は、自己点検評価の客観性・信頼性や社会的ミッションの取り込みを加速させる取り組みでなければならない。そのことによって、組織的、継続的な学校改善に実質的に寄与する自己点検評価の質的向上を図ることとする。またステークホルダーとしての関係者評価にとどまらず、将来的には、関係者を越えた第三者評価に発展しうる質の高い関係者評価を目指すこととする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	5. 教育理念・目的
(2) 学校運営	7. 組織・管理運営
(3) 教育活動	3. 教育
(4) 学修成果	2. 基本指標
(5) 学生支援	8. 学生支援
(6) 教育環境	1. 設置基準項目
(7) 学生の受入れ募集	9. 学生の受け入れ
(8) 財務	11. 財務
(9) 法令等の遵守	7. 組織・管理運営
(10) 社会貢献・地域貢献	10. 学校教育以外の諸活動
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

- ・公開した国家試験合格率、休退学率、就職実績等の数値についてのご意見をもとに、次年度の学校運営の計画を策定している。
- ・より詳細なデータ公開の要望を受けた指標については、次年度に向けデータ収集の仕組の構築に着手している。
- ・カリキュラムについての要望にこたえるべく、その改善計画を策定している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
井上 華愛	株式会社ジョージ	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	卒業生
富永 久美	有限会社バッド・ボーイズ	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	企業等委員
土居 孝司	株式会社iDA 四国支店	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	企業等委員
政岡 健一	株式会社にしはら	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	企業等委員
高橋 祐介	ミシマ株式会社	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	企業等委員
三浦 裕治	松山東雲中学・高等学校 教頭	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	高等学校
矢野 正裕	元松山西中等教育学校 校長	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	地域有識者
大館 みよ子	在校生保護者	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	在校生保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: [https://beauty.kawahara.ac.jp/wp-](https://beauty.kawahara.ac.jp/wp/)
公表時期: 令和4年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

高度な職業教育への研鑽を組織的、継続的に推進するためには、組織的、継続的な企業連携が必須とわれわれは考えている。その連携を有意義なものとするためには、企業にとって、学校の教育人材目標やその現状が体制として見えやすいものになっていなければならない。教育課程編成会議、学校関係者評価会議などの会議規程の透明性や開放性はものより、自己点検評価の各指標全体が検証可能な透明性や開放性を持つことが、そのためにも必須である。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1. 設置基準項目 2. 基本指標
(2) 各学科等の教育	3. 教育
(3) 教職員	1. 4. 教員等に関する事項 3.1. 教育のための組織と文書管理
(4) キャリア教育・実践的職業教育	3. 教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	10. 学校教育以外の諸活動 1.3. 施設設備に関する事項
(6) 学生の生活支援	8. 学生支援
(7) 学生納付金・修学支援	1.5. 財務に関する事項 8学生支援
(8) 学校の財務	11. 財務
(9) 学校評価	5. 4. 「理念と教育方針」等に関する点検評価と改善計画
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://beauty.kawahara.ac.jp/disclosure/>
公表時期: 令和5年8月25日

(別途、以下の資料を提出)

* 情報提供している資料

(備考)

・用紙の大きさは、日本産業規格A4とする(別紙様式1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5、6、7、8についても同じ。)

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	授業方法				場所			企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			関係法規・制度	美容師の業務に関係する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度についての正しい知識の必要性を理解させ、美容師の社会的責務・職業倫理について自覚を促す。	1前	30	1	○			○			
2	○			衛生管理	美容師が公衆衛生の維持・増進に重大な責務を担うことを理解させ、感染症予防、環境衛生保持の意義と重要性を理解させ、適正な実施方法を身につけさせる。	1通2通	90	3	○			○			○
3	○			保健	美容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚付属器の構造と機能に関する科学的、体系的な知識を習得させる。	1通2通	90	3	○			○			○
4	○			化粧品化学	美容の業務を安全かつ効果的に行うには、正確科学的知識と合理的思考に裏付けられた器具、化粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させる。	1通2通	60	2	○			○			○
5	○			文化論	美容の業務を全うするためには、確かな技術力を身につけるとともに、豊かな感性に裏打ちされた表現力が必要であることを自覚させる。	1通2通	60	2	○			○			○
6	○			美容技術理論	美容技術についての知識を衛生的、能率的に実践する態度と習慣とを養うとともに、器具の正しい取り扱いと基礎的技術を作業の実践に即して指導し、習熟させる。	1通2通	##	5	○			○		○	
7	○			運営管理	美容業における科学的な経営管理の重要性、適切な接客態度の重要性を理解させ、実践する能力を身につけさせる。	2前	30	1	○			○			○
8	○			美容実習	美容の業務を安全、効果的に実施するための技術および衛生管理の重要性を認識した消毒等の実施方法、また顧客の要望に応じた総合的な技術の基礎を習得させる。	1通2通	##	30				○	○	○	○
9	○			カラー	カラーの歴史、カラー剤の成分とそれはたらき、カラーのメカニズムに関する知識および、各種カラー技術の習得をさせる。	1通2通	60	2				○	○		○
10	○			シャンプー・マッサージ	シャンプー・マッサージの技術を身につけさせ、就職と同時に顧客に技術提供させる。	1通	60	2				○	○		○
11	○			一般教養	マナー、一般常識等の社会で必要とされる教養、知識及び美容師として必要な造形に関する知識、技術を習得させる。	1通2通	##	6	○			○			○
12	○			ヘッドスパ	頭皮の性状、頭部のツボと効果、ヘッドスパ用剤の成分とはたらきに対する知識およびヘッドスパ技術の習得をさせる。	2通	60	2				○	○		○
13	○			SNS	現代の集客の手法として、重要なオンラインでの情報発信手段を身につける。	1前	30	1	○			○			○
14	○			応用技術理論	美容技術理論で習得した基礎的専門知識をさらに高度で実践的な専門技術の知識を身につけさせる。	2通	60	2	○			○		○	○
15	○			美容総合技術	美容実習において習得した基本技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせ、美容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。	1通2通	##	7				○	○		○
合計							15	科目	2070 単位(単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件:	行われた定期試験でC評価以上を取得して所要の69単位を取得すること。	1	1学年の学期区分
履修方法:	所定の教育課程のすべての科目を履修し定期試験を受けること。	1	1学期の授業期間
		2	2期
		21	週